

○介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）

（附則第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（都道府県介護保険事業支援計画）

第一百八条 （略）

254 （略）

5 都道府県介護保険事業支援計画は、医療法第二十条の四第一項に規定する医療計画、社会福祉法第一百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

現 行

（都道府県介護保険事業支援計画）

第一百八条 （略）

254 （略）

5 都道府県介護保険事業支援計画は、医療法第三十条の三第一項に規定する医療計画、社会福祉法第一百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

○民事再生法（平成十一年法律第二百二十五条号）

（附則第二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（社債管理者等の費用及び報酬）

第一百二十条の二 （略）

255

（略）

6 前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で再生債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。

一 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社 同項に規定する社債

二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十四条の五に規定する社会医療法人債管理者 同法第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第一百三十九条の人に関する投資法人債管理者 同法第二条第十四項に規定する投資法人債

四 保険業法（平成七年法律第二百五号）第六十一条の六に規定する社債管理者 相互会社（同法第二条第五項に規定する相互会社をいう。）が発行する社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二百二十六条に規定する特定社債管理者 同法第二条第七項に規定する特定社債

現 行

（社債管理者等の費用及び報酬）

第一百二十条の二 （略）

255

（略）

6 前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で再生債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。

一 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社 同項に規定する社債

二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十四条の五に規定する社会医療法人債管理者 同法第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第一百三十九条の人に関する投資法人債管理者 同法第二条第十四項に規定する投資法人債

四 保険業法（平成七年法律第二百五号）第六十一条の六に規定する社債管理者 相互会社（同法第二条第五項に規定する相互会社をいう。）が発行する社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二百二十六条に規定する特定社債管理者 同法第二条第七項に規定する特定社債

（社債権者等の議決権の行使に関する制限）

（社債権者等の議決権の行使に関する制限）

第一百六十九条の二 (略)

2

(略)

3 次に掲げる場合には、第一項の社債等を有する者（同項各号のいずれかに該当するものに限る。）は、同項の規定にかかるわらず、当該再生計画案の決議において議決権の行使をすることができない。

一 再生債権である社債等につき、再生計画案の決議における議決権の行使についての会社法第七百六条第一項（医療法第五十四条の七において準用する場合を含む。）の社債権者集会の決議若しくは社会医療法人債権者集会の決議、投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十九条の九第四項の投資法人債権者集会の決議、保険業法第六十一条の七第四項の社債権者集会の決議、保険業法第六十一条の七第四項の社債権者集会の決議又は資産の流動化に関する法律第二百二十七条第四項の特定社債権者集会の決議が成立したとき。

二 会社法第七百六条第一項ただし書（医療法第五十四条の七において準用する場合を含む。）、投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十九条の九第四項ただし書若しくは保険業法第六十一条の七第四項ただし書の定めがあるとき、又は資産の流動化に関する法律第二百二十七条第四項ただし書の通知がされたとき。

第一百六十九条の二 (略)

2

(略)

3 次に掲げる場合には、第一項の社債等を有する者（同項各号のいずれかに該当するものに限る。）は、同項の規定にかかるわらず、当該再生計画案の決議において議決権の行使をすることができない。

一 再生債権である社債等につき、再生計画案の決議における議決権の行使についての会社法第七百六条第一項の社債権者集会の決議、投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十九条の九第四項の投資法人債権者集会の決議、保険業法第六十一条の七第四項の社債権者集会の決議又は資産の流動化に関する法律第二百二十七条第四項の特定社債権者集会の決議が成立したとき。

二 会社法第七百六条第一項ただし書、投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十九条の九第四項ただし書若しくは保険業法第六十一条の七第四項ただし書の定めがあるとき、又は資産の流動化に関する法律第二百二十七条第四項ただし書の通知がされたとき。

○構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）  
 （附則第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（医療法等の特例）

第十八条 （略）

2・3 （略）

4 第一項の規定により医療法第七条第一項の許可を受けて病院又は診療

所を開設する株式会社（以下この条及び別表第八号において「病院等開

設会社」という。）については、同法第五十二条第一項（同項第一号に

係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第六十三条及び第六十

四条（これらの規定を同法第六十八条の二第一項の規定により読み替え

て適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第六十六条の二

（同法第六十四条第一項及び第二項に係る部分に限る。）、第六十七条

（同法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含

み、同法第六十四条第二項に係る部分に限る。以下この項において同

じ。）並びに第七十六条（同法第五十二条第一項、第六十三条第一項及

び第六十四条第二項に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合に

第六十四条第二項に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合に

おいて、同法第五十二条第一項中「医療法人」とあるのは「構造改革特

別区域法第十八条第一項の規定により第七条第一項の許可を受けて病院

又は診療所を開設する株式会社（以下「病院等開設会社」という。）

と、「毎会計年度」とあるのは「毎事業年度」と、「事業報告書等」と

あるのは「事業報告書」財産目録、貸借対照表及び損益計算書」と、同

法第六十三条第一項及び第六十四条第一項中「医療法人の」とあるのは「病院等開設会社が開設する病院若しくは診療所の」と、「定款若しくは寄附行為」

「病院等開設会社が開設する病院若しくは診療所の運営」と、「当該医療法人」とあるのは「当該

（医療法等の特例）

第十八条 （略）

2・3 （略）

4 第一項の規定により医療法第七条第一項の許可を受けて病院又は診療

所を開設する株式会社（以下この条及び別表第八号において「病院等開

設会社」という。）については、同法第五十二条第一項（同項第一号に

係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第六十三条及び第六十

四条（これらの規定を同法第六十八条の二第一項の規定により読み替え

て適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第六十六条の二

（同法第六十四条第一項及び第二項に係る部分に限る。）、第六十七

条（同法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含

み、同法第六十四条第二項に係る部分に限る。以下この項において同

じ。）並びに第七十六条（同法第五十二条第一項、第六十三条第一項及

び第六十四条第二項に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合に

第六十四条第二項に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合に

おいて、同法第五十二条第一項中「医療法人」とあるのは「構造改革特

別区域法第十八条第一項の規定により第七条第一項の許可を受けて病院

又は診療所を開設する株式会社（以下「病院等開設会社」という。）

と、「毎会計年度」とあるのは「毎事業年度」と、同法第六十三条第一

項及び第六十四条第一項中「医療法人の」とあるのは「病院等開設会社が開設する病院若しくは診療所の」と、「定款若しくは寄附行為」とあるのは「若しくは定款」と、「その運営」とあるのは「その開設する病院若しくは診療所の運営」と、「当該医療法人」とあるのは「当該

くは寄附行為」とあるのは「若しくは定款」と、「その運営」とあるのは「その開設する病院若しくは診療所の運営」と、「当該医療法人」とあるのは「当該病院等開設会社」と、同法第六十三条第一項中「その業務」とあり、同法第六十四条第二項中「業務」とあるのは「その開設する病院若しくは診療所の業務」と、同項中「医療法人」とあるのは「病院等開設会社」と、同項及び同条第三項並びに同法第六十七条第一項中「役員」とあるのは「取締役、執行役若しくは監査役」と、同法第七十条「役員」とあるのは「取締役、執行役若しくは監査役」と、同法第七十一条中「医療法人の理事、監事又は清算人」とあるのは「病院等開設会社の取締役、執行役又は監査役」と読み替えるものとする。

5 病院等開設会社が開設する病院又は診療所に関する規定では、医療法第六条の五第一項の規定にかかるわらず、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定による同法第七条第一項の開設の許可又は第二項の規定により読み替えて適用される同条第二項の変更の許可の範囲に係る高度医療（次項において「許可に係る高度医療」という。）を提供している旨を広告することができる。

6～8 （略）

5 病院等開設会社が開設する病院又は診療所に関する規定では、医療法第六十九条第一項の規定にかかるわらず、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定による同法第七条第一項の開設の許可又は第二項の規定により読み替えて適用される同条第二項の変更の許可の範囲に係る高度医療（次項において「許可に係る高度医療」という。）を提供している旨を広告することができる。

6～8 （略）

○破産法（平成十六年法律第七十五号）

（附則第二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（社債管理者等の費用及び報酬）

第一百五十条（略）

255（略）

6 前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で破産債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。

一（略）

二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十四条の五に規定する

社会医療法人債管理者 同法第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第一百三十九条の八に規定する投資法人債管理者 同法第二条第十四項に規定する投資法人債

四 保険業法第六十一条の六に規定する社債管理者 相互会社が発行する社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第一百二十六条に規定する特定社債管理者 同法第一条第七項に規定する特定社債

現 行

（社債管理者等の費用及び報酬）

第一百五十条（略）

255（略）

6 前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で破産債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。

一（略）

二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第一百三十九条の八に規定する投資法人債管理者 同法第二条第十四項に規定する投資法人債

三 保険業法第六十一条の六に規定する社債管理者 相互会社が発行する社債

四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第一百二十六条に規定する特定社債管理者 同法第一条第七項に規定する特定社債

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十二号）

（附則第二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（臨時の医療施設に関する特例）

第九十条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四章の規定は、都道府県知事が臨時に開設する避難住民等に対する医療の提供を行うための施設については、適用しない。

現 行

（臨時の医療施設に関する特例）

第九十条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二章の規定は、都道府県知事が臨時に開設する避難住民等に対する医療の提供を行うための施設については、適用しない。

○郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）

（附則第二十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（医療法の一部改正）

第二十一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように  
改正する。

第七条の二第七項中「又は日本郵政公社」を削る。

現 行

（医療法の一部改正）

第二十一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように  
改正する。

第七条の二第六項中「又は日本郵政公社」を削る。

○障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）

（附則第二十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条（略）

現 行

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条（略）

2・3（略）

2・3（略）

4 都道府県障害福祉計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第

三十条の四第一項に規定する医療計画と相まって、精神病院（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。

5・6（略）

5・6（略）

附 則

附 則  
（医療法の一部改正）

第九十七条 医療法の一部を次のように改正する。

第四十二条第一号第七号中「又は同項第七号に掲げる事業」を削る。

第九十七条 削除

○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）

（附則第三十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（医道審議会）

第十条 医道審議会は、医療法、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第二百三十七号）、柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）、柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）、薬剤師法（昭和三十五年法律第二百四十六号）、死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を處理する。

2 （略）

現 行

（医道審議会）

第十条 医道審議会は、医療法、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第二百三十七号）、柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）、柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）、死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を處理する。

2 （略）